

グループ保険の保険料決定について

2022年12月に募集したグループ保険に係る保険料につき、下表のとおり決定しましたのでお知らせします。新保険料は、2月分給与天引きより適用となります。また、保険期間は、2023年2月1日から2024年1月31日までの1年間です。

保険料一覧表（月額）

（単位：円）

年齢区分	保険金	万円	万円	万円	万円	万円	万円
		500	1,000	1,500	2,000	2,500	2,950
18歳6ヶ月超	男性	472	945	1,417	1,890	2,362	2,787
35歳6ヶ月	女性	324	648	972	1,296	1,620	1,911
35歳6ヶ月超	男性	591	1,182	1,774	2,365	2,956	3,488
40歳6ヶ月	女性	507	1,014	1,521	2,028	2,536	2,991
40歳6ヶ月超	男性	779	1,558	2,338	3,117	3,897	4,597
45歳6ヶ月	女性	606	1,212	1,818	2,424	3,031	3,575
45歳6ヶ月超	男性	1,096	2,192	3,288	4,385	5,481	6,467
50歳6ヶ月	女性	838	1,677	2,516	3,355	4,194	4,948
50歳6ヶ月超	男性	1,592	3,185	4,778	6,371	7,964	9,396
55歳6ヶ月	女性	1,137	2,274	3,411	4,548	5,685	6,708
55歳6ヶ月超	男性	2,278	4,556	6,835	9,113	11,392	13,442
60歳6ヶ月	女性	1,457	2,915	4,372	5,830	7,288	8,599
60歳6ヶ月超	男性	3,200	6,400	9,600	12,800	16,000	18,880
70歳6ヶ月	女性	3,200	6,400	9,600	12,800	16,000	18,880

※ 年齢は2023年2月1日現在です。

※ 加齢によって年齢区分が変更になった方は上位区分の保険料に増額となります。

※ 配偶者の保険料は上表のうち配偶者が夫の場合は男性欄、妻の場合は女性欄記載の保険金（500万円または1000万円）の保険料が適用となります。

※ 子は1人一律保険金300万円で、保険料月額は210円です。

（注）

1. 子の誕生日が2000(平成12)年8月1日以前の場合、保険期間満了（保険年齢22歳超過）により自動脱退となります。
2. 次回の新規加入及び変更（増・減額、脱退）の手続きは、本年12月を予定しています。
3. 2月中旬に加入内容を記載した「加入通知書」を所属会社経由で配布する予定です。
4. 定年退職の方または在職中であっても保険年齢60歳（60歳6ヶ月）に到達した方で、予め継続手続きをした場合以外は、退職月または保険年齢60歳到達月の翌月をもって自動的に脱退となります。脱退に係る特段の手続きは必要ありません。

以 上

■ 共済組合の業務内容、最新情報等についてはホームページに随時掲載しています。

また、過去の共済組合報、各種申請書用紙、ガイドブックなどがダウンロードできます。

<http://www.sotetsu-kyosai.jp/>